

役員免除細則

【目的】

第1条 この細則は、相生町内会（以下「本会」という）規約第7条第6項に定める組長及びマンションなど集合住宅代表の選出にあたり、その役職免除に関する取り扱いを明確にし、本会活動を円滑に行うことを目的として定める。

【組長・マンションなど集合住宅代表の免除】

第2条 『輪番制』『抽選制』などにより本会役員を選任している場合（規約第7条第6項に定める組長及びマンションなど集合住宅代表など）では、やむを得ない事情又は相当の理由によりその役職を免除する。

- (1) 4月1日現在の満年齢が80歳以上の会員（ただし、満年齢が80歳未満の配偶者又は同居人がいる場合は対象外とする）
- (2) 介護が必要とされる会員、あるいは家族内に要介護者がいる会員
- (3) 健康上の理由により担当が難しい会員
- (4) 上記（1、2、3）以外に各組、各集合住宅（マンションなど）において、免除の同意を得た会員

2 選任免除を希望しない会員は、この規定の限りでない。

【役員免除規定の運用】

第3条 役員の免除は、各組及び各集合住宅（マンションなど）において決定する。

2 次期役員選任にあたり、第2条第1項に記載の理由により免除を希望する会員に対し就任を強要してはならない。

3 輪番制による選任では、順序変更などによりできるだけ担当できるよう務める。

4 担当可能な会員がいらない又は極めて少ない場合、あるいは選任にあたり問題が生じた場合は、本会において（組の改変、仲介など）支援を行わなくてはならない。

【委任】

第4条 この規則に定めるものの他に運用に必要な事項は、本会執行役員会が定める。

【規定の改正】

第5条 この規定の改正は、総会の議決により行う。

【附則】

令和5年3月5日制定のこの規程は、令和5年4月1日から施行する。